

留萌市議会フェイスブック運用要綱

令和2年11月24日議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、留萌市議会基本条例（平成26年留萌市条例第18号）第7条の規定に基づき、ソーシャルネットワークキングサービス（以下「SNS」という。）を効果的、効率的かつ安全に利用するにあたり、留萌市民等への情報発信及び情報共有化をより一層進めるため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ページ フェイスブック株式会社の提供するSNSにおいて、留萌市議会（以下「市議会」という。）が取得した公式アカウントをいう。
- (2) 利用者 ページの利用者をいう。
- (3) コンテンツ ページの構成に必要な一切の情報をいう。

(運営)

第3条 ページの運営主体は市議会とし、総括管理は議会事務局が行うものとする。

2 ページへの情報掲載は、議会広報広聴常任委員会が行うものとする。

(市議会からの情報発信)

第4条 ページに情報発信できる項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定例会、臨時会の告知及び結果
- (2) 公開が認められる全員協議会等の開催報告
- (3) 委員会等の開催報告
- (4) 市のホームページに掲載される情報のリンク
- (5) 市議会のホームページ、議会だより等から情報提供したもの
- (6) 会議や視察等における写真。この場合において、市職員や一般市民が映り込むような写真の掲載は不可とし、個人が特定できないよう修正が施された写真は可とする。
- (7) 前各号に掲げるもののほか議長が適当と認めるもの

2 ページへの利用者からの投稿やコメントへは、原則個別の返信は行わないものとする。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、ページの利用に際して、次の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 市議会、市、その他の利用者又は第三者の権利若しくは財産を侵害し、又は

侵害するおそれのある行為

- (2) 市議会、市、その他の利用者又は第三者をひぼう中傷し、又は侮辱する行為
- (3) 市議会、市、その他の利用者又は第三者の名誉・信用等を毀損し、プライバシーを侵害し、業務を妨害し、又はそれらのおそれのある行為
- (4) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に違反する行為
- (5) 宗教団体その他の団体又は組織（公益的な団体又は組織を除く。）への加入を勧誘する行為
- (6) 出資、寄附、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (7) 議長が不適切と判断する他のウェブサイト（以下この号において「不適切サイト」という。）を紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又は不適切サイトに係るファイルのダウンロードを誘導する行為
- (8) ページを利用して市議会、市、その他の利用者又は第三者に対しコンピュータのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウイルスその他の有害なプログラム、ファイル等を発信する行為
- (9) ページに掲載する正当な権限を有しない情報又はコンテンツを掲載する行為
- (10) 市議会、市及びその他の利用者による情報の提供及び利用を阻害する行為
- (11) ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為
- (12) ページの全部又は一部を監視し、又は複製する行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、フェイスブック利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他議長が不適切と認める行為

2 利用者は、ページの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、市議会に一切迷惑をかけないものとする。

3 市議会は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が市議会又は議会事務局職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負わないものとする。

（違反に対する措置）

第 6 条 市議会は、利用者が前条第 1 項各号に掲げる規定に違反した場合、当該利用者に対し事前に何ら通知することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がページ上に掲載した情報及び内容等の削除その他必要な措置を講ずることができる。

（利用者からの情報についての免責）

第 7 条 市議会は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性・

完全性・合法性その他の保証は一切しないものとし、掲載された当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市議会又は議会事務局職員の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 ページでの個人情報の収集・利用・管理について、留萌市個人情報保護条例に基づき、次のとおり適切に取り扱うものとする。

- (1) 個人情報とは、ページを通じて管理者が提供を受けた、住所、氏名、電話番号、E-mail アドレス等、特定の個人を識別できる情報をさす。
- (2) ページを通じて管理者が個人情報を収集する際は、利用者の意思による情報の提供を原則とする。この場合において、個人情報の収集にあたってはその利用目的を特定し、明示するとともに、個人情報の収集は特定された利用目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。
- (3) 提供された個人情報は、あらかじめ明示した利用目的の範囲内で利用する。この場合において、この個人情報は、利用者本人の同意がある場合など留萌市個人情報保護条例で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用、提供することはない。
- (4) 収集した個人情報については、管理者が管理し、漏えい・不正流用・改ざん等の防止に適切な対策を講ずるものとし、利用目的に関し保存の必要のなくなった個人情報については、確実にかつ速やかに消去する。
- (5) 「いいね！」ボタンやコメントの投稿などにより、公開される個人情報等については、ユーザーがフェイスブック利用規約に基づいて公開を承認したものとみなす。

(知的所有権の扱い)

第9条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載し、又は市議会に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償で市議会に譲渡し、市議会による当該情報及び内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

2 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲を超えて、ページにおける情報・内容等を無断で利用してはならない。

(管轄裁判所)

第10条 この要綱に関し裁判上の紛争が生じたときは、旭川地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この要綱は、令和2年11月24日から適用する。